

はじめに

医学の進歩に伴って、さまざまな疾患に必要とされる検査・診断・治療法などは変遷を遂げる。本会は、1949(昭和24)年、財団法人東京寄生虫予防協会として発足した後、事業を寄生虫から健診へと拡大し、1967年に財団法人東京都予防医学協会として新たにスタートした。今日わが国において寄生虫感染症は先達の多大なる努力により、激減している。

一方で歴史の変遷とともにさらにその重要性を増す検査がある。その一つが新生児マススクリーニング検査である。本会は1974年に新生児のスクリーニング検査を開始し、検査の拡充に努めてきた。東京都では2024(令和6)年度4月からは、脊髄性筋萎縮症、重症複合免疫不全症、B細胞欠損症3疾患、2025年3月からはムコ多糖症Ⅰ型・Ⅱ型、ポンペ病の3疾患の検査が新たに公費負担となった。通常公費の検査として新生児マススクリーニング検査が従来の20疾患と合わせて26疾患を対象に、また拡大新生児スクリーニング検査7疾患のうち6疾患が公費化されたことに伴い、ライソゾーム病1疾患を対象に再スタートしたことは特筆に値する。本事業については東京都先天性代謝異常等検査連絡協議会や東京都新生児スクリーニングコンソーシアムにおいて、引き続きご協議いただきながら精度管理には一層留意していく所存である。

さて、2025年は4月に改正公益認定法(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律)が施行される。その趣旨は法人の経営判断で社会的課題への機動的な取り組みを可能にするとともに、国民からの信頼・支援を得やすくすることなどである。また、財務規律の柔軟化・明確化、具体的には収支相償原則を見直し中期的期間で収支の均衡を図ること、行政手続の簡素化・合理化、自律的なガバナンスの充実・透明性の向上、公益法人に3区分経理を原則義務づけることなどが定められている。

今回の法改正によって、多様で変化の激しい社会のニーズに対応しつつ、社会課題解決に向けた活動が可能になることが期待される。本会で働くすべての者は、国民からの信頼・支援を得やすくすること、またガバナンスの充実や透明性の向上について肝に銘じることが必要である。

本会の理念は「予防医学を通じて人々の『生涯健康』、『健康寿命の延伸』をめざし、健康と福祉の向上に努めることにより、社会に貢献していく」ことである。今回の法改正を機に改めて予防医学に関わる事業を「社会に貢献する」という認識をもって、さらに活性化していきたい。

本会は昨年に引き続いて、危機管理・事業持続計画(BCP)の深化、デジタル化の促進、健康経営[®]の浸透を柱として「次の50年に向けて」各種事業をチャレンジ精神とともに推進していく所存である。

2025年3月

公益財団法人東京都予防医学協会
理事長 久布白兼行